

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に
 基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
 (平成28年5月17日～6月15日(セイヨウナタネ1件、ダイズ1件、トウモロコシ1件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びに稔性回復性セイヨウナタネ (<i>gat46 21</i> , 改変 <i>bar, barstar, Brassica napus L.</i>)(73496×RF3, OECD UI: DP-073496-4×ACS-BN003-6)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
チョウ目害虫抵抗性ダイズ (<i>cry1A.105</i> , 改変 <i>cry2Ab2, Glycine max (L.) Merr.</i>)(MON87751, OECD UI: MON-87751-7)	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (<i>DvSnf7</i> , 改変 <i>cry3Bb1</i> , 改変 <i>cp4 epsps, Zea mays subsp. mays (L.) Iltis</i>)(MON87411, OECD UI: MON-87411-9)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成28年5月17日(火)から6月15日(水)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数	10件
-------	-----

4. 御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

遺伝子組換えセイヨウナタネ、ダイズ及びトウモロコシの第一種使用等に関する審査結果に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>日本における第一種使用の承認に反対です。</p> <p>今回申請のあった除草剤耐性等の遺伝子組み換え農作物について、安全性や生物多様性への中長期的な影響がないとは言えないと思います。</p> <p>予防原則に立った監督が必要です。「想定外」のことは必ず起こります。遺伝子組換え農作物の自生や交雑の影響が出た場合、もとに戻すことは不可能です。</p> <p>また、緊急措置計画書では、遺伝子組換え農作物等を不活化するための応急措置を講じた場合は、その後、周辺の調査を行うとしていますが、調査結果を一部非公表とするとしているのは不適切ではないでしょうか。拡散防止措置等の記載もあいまいと思います。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、御指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料等として利用することにより、安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、飼料としての安全性に関しては、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、そして、生物多様性の確保については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。）に基づき、申請ごとに審査を行っています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により、生物多様性に影響が生ずるか否かについては、1）雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、2）野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、3）在来の野生植物と交雑して遺伝子が広がらないか（交雑性）等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査をしています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <p>申請者に、最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書（緊急措置計画書）等を申請書とともに提出するよう要求 提出データ等の妥当性等を確認 学識経験者の意見を聴取 必要に応じて、申請者に対し、追加データ、試験等を要求 承認の可否を判断</p> <p>この結果、生物多様性に影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみを承認しており、平成28年5月末現在で、157件の遺伝子組換え農作物の第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う開放系での使用内容等を定めたもの）の承認を行っています。</p> <p>また、承認後も、万が一の場合には、例えば、以下により対応することとしています。 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を</p>

	<p>効果的に防止するための措置を講ずること。</p> <p>主務大臣は、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができること。</p> <p>なお、御指摘の調査結果については、企業の知的財産等を含むものがあつた場合にはその一部を非公開とすることとしています。また、拡散防止措置等については、農林水産省及び環境省と連絡を取りながら、リスクの程度に応じて速やかに機動的な対応を行うこととしているため、個別具体的な記述形態をとっていません。</p> <p>さらに、こうした措置に加え、農林水産省及び環境省では、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しているところですが、平成18年度の調査開始以降、交雑種の生育範囲の拡大は確認されていません。</p>
<p>現行のカルタヘナ国内法では、生物多様性影響評価の対象は、「野生動植物」に限られていますが、評価の対象には、交雑を防ぐ対象として、農作物・外来種など、我が国に生息するすべての種を入れるべきと考えます。</p>	<p>農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。このため、野生動植物とは異なり、農作物は、生物多様性影響評価の対象とはなり得ないものと考えます。遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雑は、一般的に、生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組が重要と考えます。</p> <p>また、外来種は、そもそも我が国固有の生態系を構成する動植物ではないことから、遺伝子組換え農作物が、外来種と交雑した場合の外来種に対する影響については、評価の対象とはしていません。ただし、遺伝子組換え農作物と外来種が交雑し、その外来種に依拠する我が国固有の昆虫等に影響する可能性がある場合や、外来種が優位な形質を獲得することで、我が国固有の野生種と競合する可能性がある場合については、そのような生物多様性影響についても評価しています。</p>
<p>審査報告書では、「…可能性が低いと考えられた。」「…ないと考えられる。」「…考えにくい。」「…考え難い。」という表現が多く見られます。明確なデータや根拠に基づいた判断というより、経験則や諸外国の文献・データの引用に終始した、半ば結論ありきの印象がぬぐえません。</p>	<p>生物多様性影響評価では、個々の評価項目について、それぞれの統計学的検定の結果だけでなく、導入遺伝子間の相互作用等、これまでに得られている科学的知見も含めて総合的に評価をした上で、生物多様性への影響の有無を判断しています。御指摘の「考えられた」等の表現については、こうした個々のデータ等や科学的知見に基づく総合的な評価の結果として用いているものですが、評価に用いる諸外国の文献・データについても、客観性を担保するため、複数の研究者の査読を受けた公表論文を主として引用することとしています。したがって、審査結果は、経験則や主観的な推論に基づく結果によって判断したものではありません。なお、具体的な評価やその結果については、各々の審査報告書において、使用した審査データ、引用文献、個々の統計処理等とともにまとめています。詳しくは、審査報告書を御覧ください。</p>
<p>生物多様性影響評価検討会総合検討会の議事録等が公開</p>	<p>御指摘について、生物多様性影響評価検討会農作物分科会（以下、「農作物分科会」といいます。）については、企業の知的財産等を扱うため、非公開としています。また、審査報告書についても、</p>

されていません。広く国民の意見を求めるべきと考えます。また、パブリックコメントの中に添付されている審査報告書は、審査データの概要のみとなっており、別添資料についても、社外秘として非表示になっているため、審査の結果が妥当であるかどうかを判断する根拠を見ることができません。

審査報告書の内容についても、一般の人が専門用語を理解することは困難です。情報発信の仕方についても、インターネットによる情報の入手が困難な方への周知も含め、多方面への情報発信を強化すべきだと考えます

同様の理由により、その一部を非公開としています。なお、農作物分科会での検討を経た後に開催される生物多様性影響評価検討会総合検討会については、農作物分科会と異なり、申請者から提出のあったデータ等の詳細を取り扱わないこと等から、原則として、公開で行うこととしており、資料、議事録、学識経験者の名前・所属等についてもホームページ等で公開する等、審査の透明性の確保に努めています。

審査報告書の内容については、専門用語には説明を付す等、わかりやすい表現となるよう努めてまいります。

情報発信の仕方についても、ホームページ等での発信のみならず、各報道機関向けの記者発表（プレスリリース）を行う等、多方面への情報発信に努めてまいります。